

# 西東京市一般廃棄物処理基本計画

## 概要版

平成29年3月



西東京市



# 目 次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画改定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の目標年度 .....	3
<b>第2章 ごみ処理基本計画</b> .....	<b>4</b>
1 ごみ・資源の現状 .....	4
(1) ごみ排出量の推移 .....	4
(2) 1人1日あたりの排出量 .....	4
(3) 資源化量の推移 .....	5
(4) 処理フロー .....	6
2 ごみ処理の基本方針 .....	7
(1) 基本目標 .....	7
(2) 基本方針 .....	8
(3) 取り組みの体系 .....	9
3 目標値 .....	10
(1) 基本目標達成のための役割 .....	10
(2) 達成目標の設定 .....	11
(3) 目標値に向けて .....	12
4 ごみ処理基本計画 .....	15
(1) 発生抑制・資源化計画 .....	15
(2) 収集・運搬計画 .....	20
(3) 中間処理計画 .....	22
(4) 最終処分計画 .....	23
(5) その他の事項 .....	23
<b>第3章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>25</b>
1 生活排水処理の体系 .....	25
2 生活排水の適正処理計画 .....	26
(1) 基本方針 .....	26
(2) 計画目標 .....	26
(3) 生活排水の現状 .....	26
(4) 収集・運搬計画 .....	27
(5) 中間処理計画 .....	27



# 第 1 章 基本的事項

## 1 計画改定の趣旨

本市では、「西東京市第 2 次基本構想・基本計画」を平成 26 年度に策定し、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としています。また、同年度には「西東京市第 2 次環境基本計画」を策定し、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ために環境保全の取り組みを進めています。さらに、「西東京市まち・ひと・しごと総合戦略」では、こころと体の健康という保健医療の分野だけにとどまらず、社会や経済、居住や教育といった個人をとりまく生活環境なども健康水準を向上するための要素と捉え、「健康」応援都市の実現を戦略の機軸に位置づけました。

廃棄物の処理に関しては、平成 19 年 3 月に「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定、平成 24 年 3 月に改定し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。

改定から 5 年が経過し、この間に国では、平成 25 年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。計画では、循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展しているとした上で、今後は質にも着目した循環型社会を実現していく必要があると指摘しています。また、これまで取り組みが遅れていたリデュース・リユースの取組みの推進、使用済み製品からの有用金属の回収などが求められています。さらに、「ごみ処理基本計画策定指針」は、平成 25 年 4 月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）が施行されたことや、平成 27 年 7 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）に基づく基本方針の変更及び平成 28 年 1 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく基本方針の変更を踏まえて、平成 25 年 6 月、平成 28 年 9 月の 2 回に亘り改定されました。東京都では、平成 28 年 3 月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定され、目指すべき方針として、「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」とされています。こうした資源物及び廃棄物を取り巻く社会情勢が変化しており、柔軟な対応が求められています。

今回の改定は、本計画の第 3 期として、平成 29 年度～平成 33 年度までの計画であり、「西東京市第 2 次基本構想・基本計画」、「西東京市第 2 次環境基本計画」に掲げる基本理念を実現するために、循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し協働する取り組みを総合的、計画的に実践するための指針として、廃棄物処理法第 6 条に基づき、「一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。

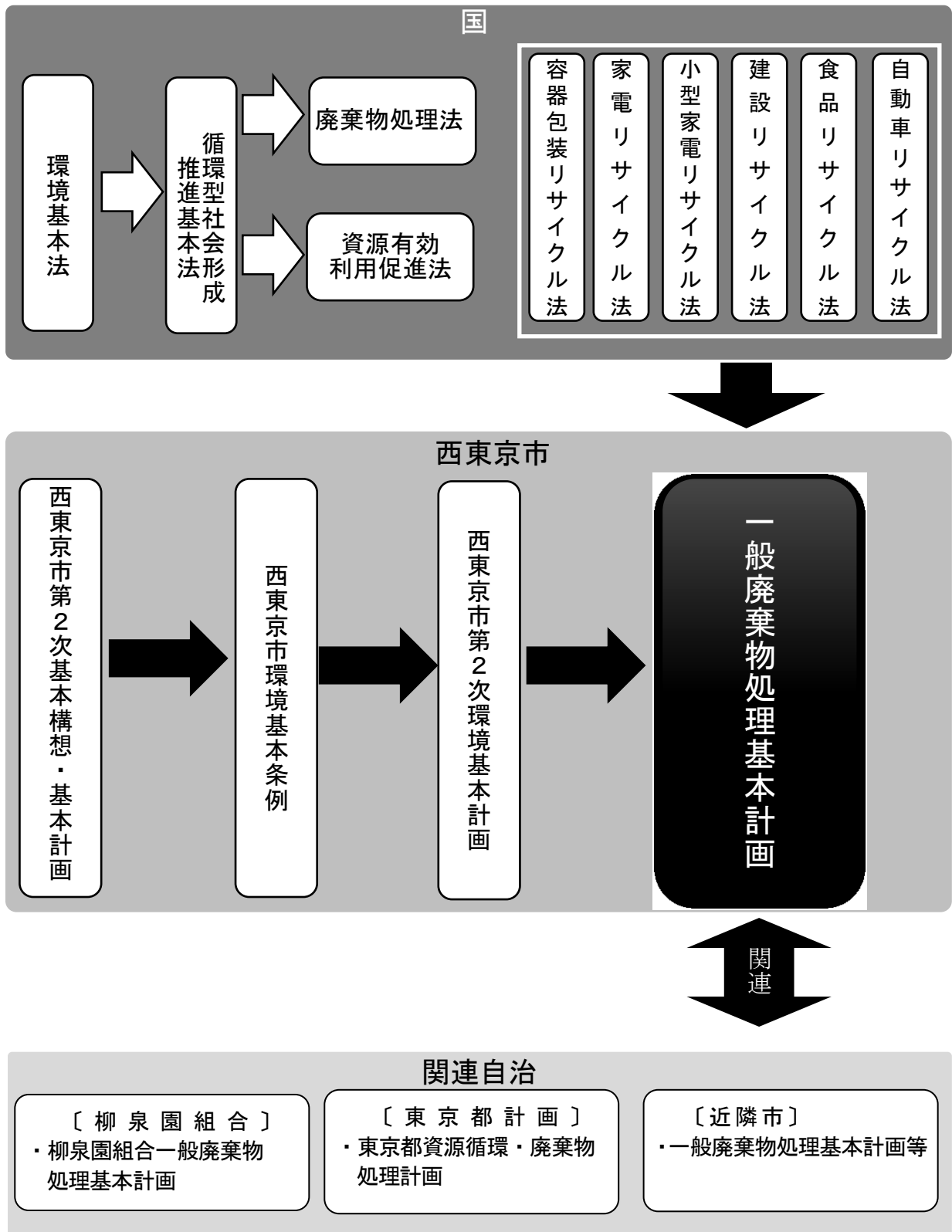


図 1-1 計画の位置付け

### 3 計画の目標年度

本計画の計画期間は、平成 19 年度を初年度とし、平成 33 年度を目標年度とする 15 年間としています。なお、計画は概ね 5 年ごとに見直しを行い、今回は平成 23 年度からの第 2 期計画が 5 年を経過したことから、平成 29 年度から計画最終年度の平成 33 年度までの第 3 期計画の策定を行うものです。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果などについての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

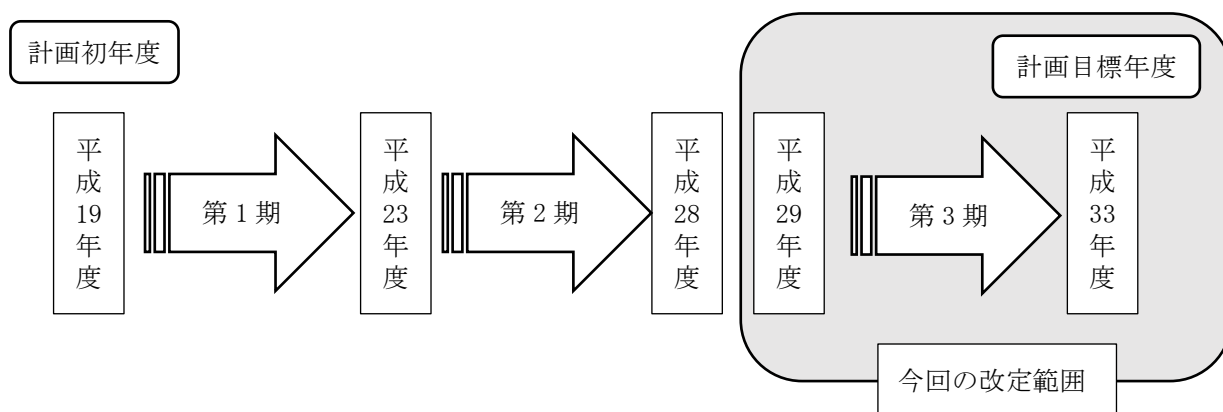


図1-2 計画の目標年度

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ・資源の現状

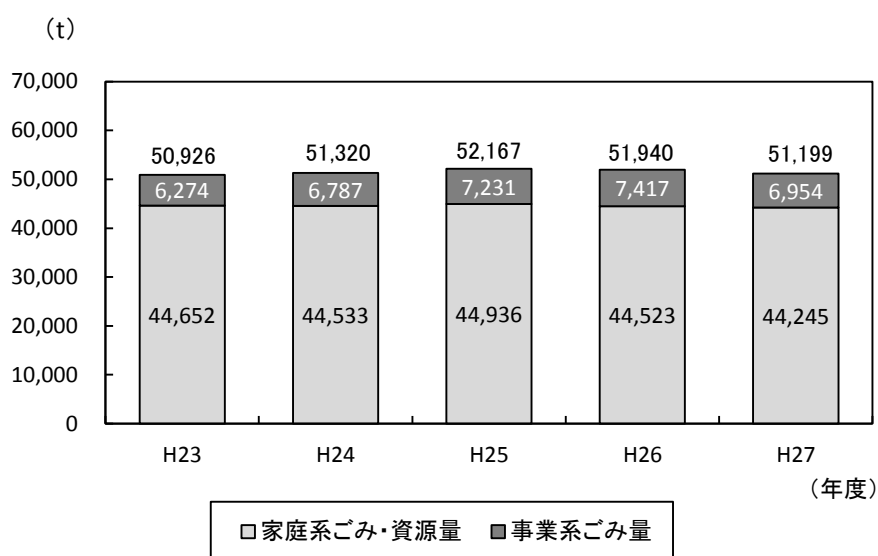
#### (1) ごみ排出量の推移

本市のごみ・資源排出量は平成25年度から減少傾向となっており、平成27年度には51,199tとなっています。

家庭系ごみ・資源量は平成25年をピークに減少傾向となっています。

事業系ごみ量は、平成26年度まで増加を続け平成27年度は減少していますが、平成23年度から約700t/年の増加となっています。

ごみ排出量の推移を図2-1に示します。



※事業系ごみ量は、持込ごみ量に該当する区分とするため、個人搬入ごみも含まれています。

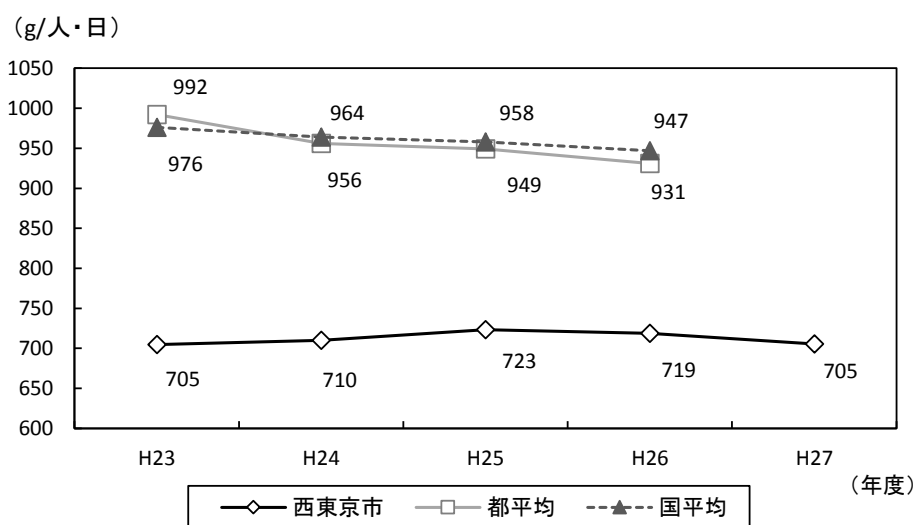
図2-1 ごみ排出量の推移

#### (2) 1人1日あたりの排出量

本市のごみ・資源の原単位は、平成25年度の723g/人・日をピークに減少し、平成27年度には705g/人・日となっています。

原単位の推移を図2-2に示します。





(資料：都平均、国平均は平成 23～26 年度環境省一般廃棄物処理実態調査)

図 2-2 原単位の推移

### (3) 資源化量の推移

資源化量の推移を図 2-3 に示します。

本市の資源化量は、横ばい傾向となっており、平成 27 年度の資源化量は 21,729 t となっています。また、集団回収量は減少傾向となっています。

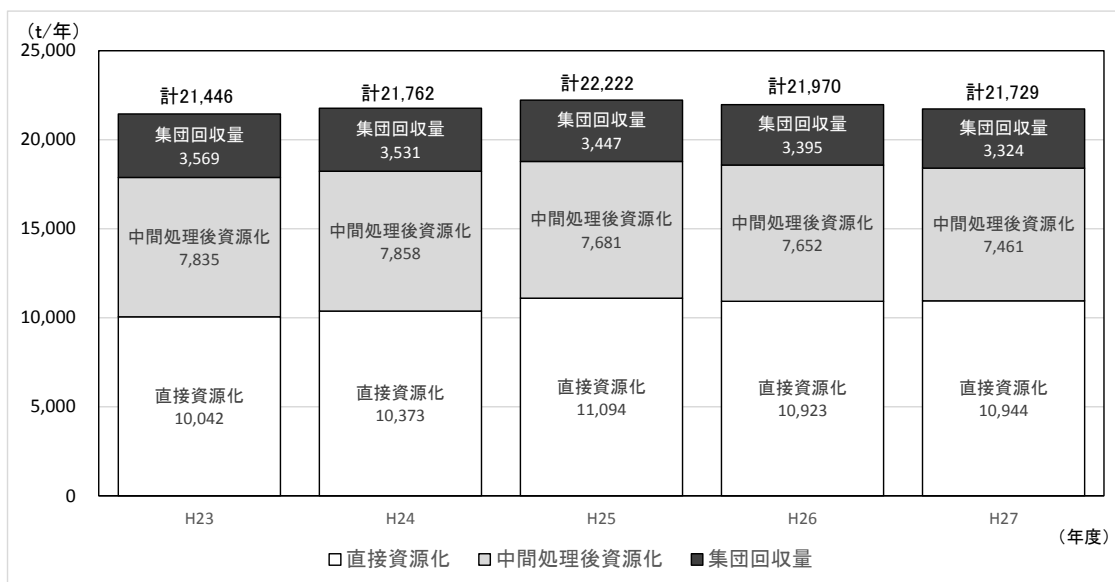


図 2-3 資源化量の推移

(4) 処理フロー

本市のごみ処理フローを図 2-4 に示します。

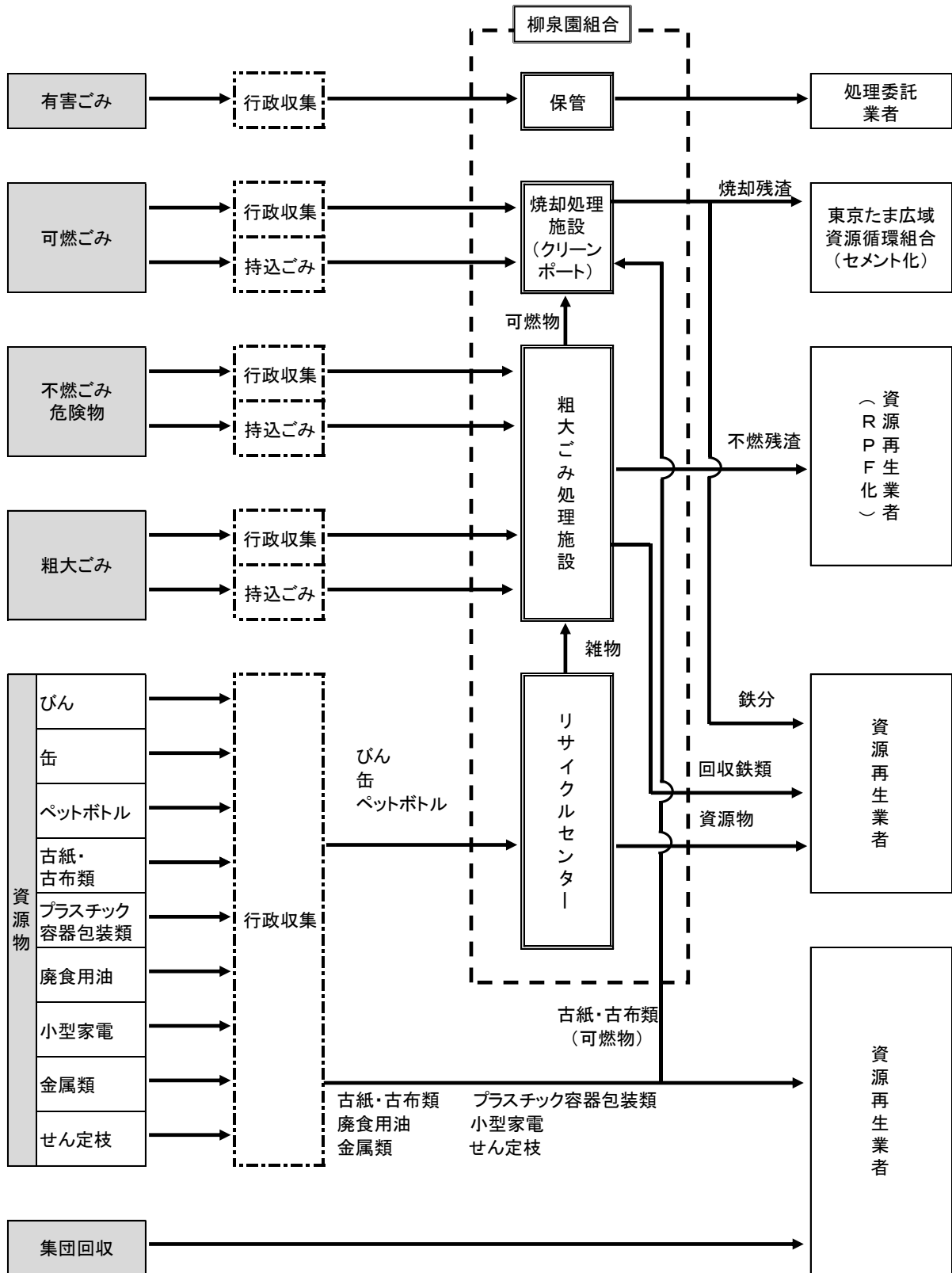


図 2-4 ごみ処理フロー

## 2 ごみ処理の基本方針

### (1) 基本目標

本市では、家庭ごみの有料化、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集、プラスチック容器包装類の分別収集の実施により、ごみ排出量が大幅に減少しました。

しかしながら、近年では、ごみ・資源排出量、資源化率は横ばい状態となっています。新たな取り組みの周知徹底や拡充を図り、更なるごみの資源化・減量化を推進することが重要です。それにより貴重な資源を有効に活用し、環境負荷を軽減した循環型社会の構築を念頭に置き、西東京市における豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ持続的な発展を遂げるために、ごみ処理基本計画の基本目標を次のとおりとします。

### 《ごみ処理基本計画の基本目標》

西東京市において、循環型社会をさらに進展するために、市民一人ひとりの意識づくりや、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を推進します。事業者は、事業者同士の連携を図り、環境を踏まえた自己処理に努め、市は、市民・事業者の取り組みを支援することや、市民・事業者が協働して行える仕組みづくりや、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

### 目標とするまちづくり

- ◆天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ◆ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ◆消費者・事業者がお互いに環境配慮しているまち
- ◆ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政が協働するまち
- ◆地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活かせるまち
- ◆多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- ◆処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されるまち

## (2) 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

### 方針1：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

これまで行ってきたごみの発生抑制や資源化への推進の取り組み成果から、市民・事業者側の環境に配慮したライフスタイルが定着しつつあります。今後は、新たな展開として、市民はコミュニティを通じて、意識の向上や拡充を図り、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を徹底し、行政は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施するなど、三者の協働による取り組みを推進していきます。

### 方針2：環境負荷の少ないごみの適正処理・処分の実施

ごみを効率的・効果的に資源化するため、分別の徹底を図ります。

さらに、柳泉園組合における共同処理による資源化とエネルギー活用を推進します。

### (3) 取り組みの体系

取り組みの体系を図 2-5 に示します。

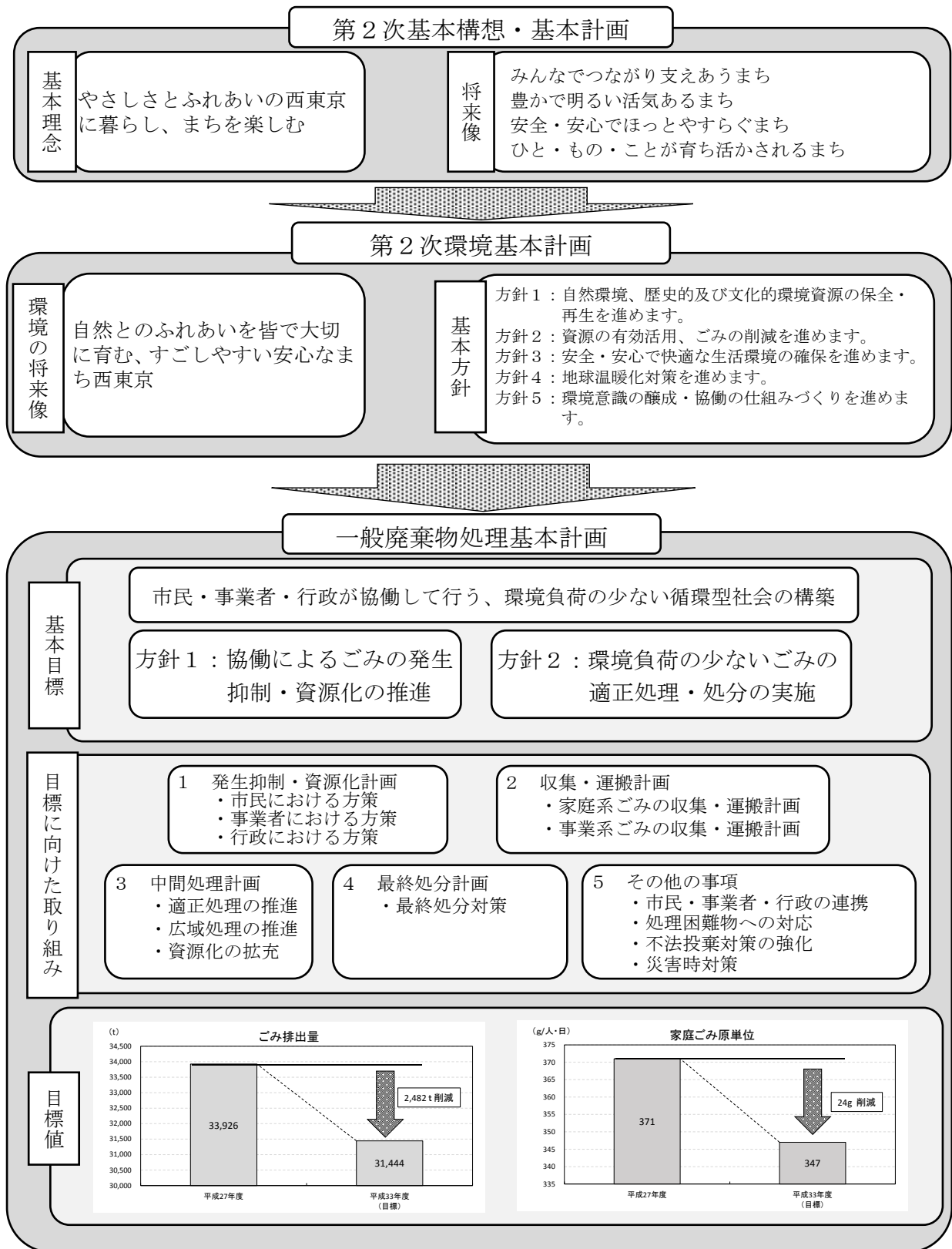


図 2-5 取り組みの体系

### 3 目標値

#### (1) 基本目標達成のための役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

##### 市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという認識と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入するなど、自ら実践していくことが大切です。

##### 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。

事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められています。

##### 行政の役割

市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。

市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、新たに災害対策についての検討を進めます。

## (2) 達成目標の設定

### 1) 計画目標項目 (目標 (平成 33 年度))

平成 33 年度を目標年度とし、資源化・減量化目標を設定します。

平成 27 年度実績を基準とし、資源化・減量化の進行を計る指標には、以下のものを用います。

#### ① 家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)

家庭から排出される、1 人 1 日あたりのごみ量 (g/人・日)

#### ② ごみ排出量 = (家庭ごみ + 持込可燃ごみ)

家庭から排出されるごみと、柳泉園組合へ搬入されるごみ量の合計 (t/年)

#### ③ ごみ・資源原単位 = (家庭ごみ + 分別回収資源物)

(① + 資源物の収集量) (g/人・日)

「多摩地域ごみ実態調査」での掲載値であり、多摩地域内の他市町村との比較に利用

#### ④ 資源化率 = 資源物排出量 / (資源物排出量 + ごみ排出量)

資源物 = (分別回収 + 集団回収)

資源化の推進状況を計る指標 (%)

### 2) 目標値 (平成 33 年度)

平成 33 年度の目標値を以下のとおりとします。なお、社会・経済情勢の変化や技術革新、また国・東京都における方針や法律・制度の変更など、諸条件に変動があった場合においては、見直しを行うこととします。

家庭ごみ原単位：平成 27 年度実績に対し約 6%、24g の削減を目指します。

ごみ排出量：平成 27 年度実績に対し約 7%、2,482t の削減を目指します。

ごみ・資源原単位：平成 27 年度実績に対し約 2%、11g の削減を目指します。

資源化率：平成 27 年度実績に対し 4% 上昇の 37.1% を目指します。

表 3-1 減量・資源化目標値

区分	単位	平成 27 年度	平成 33 年度 (目標)	説明
家庭ごみ原単位	g/人・日	371	347	約 24g 削減 約 6%削減
ごみ排出量	t/年	33,926	31,444	約 2,482t 削減 約 7%削減
ごみ・資源原単位	g/人・日	562	551	約 11g 削減 約 2%削減
資源化率	%	33.7	37.1	約 4%上昇

(3) 目標値に向けて

計画の目標達成に向けて、各項目における施策の効果を表 3-2 に示すとおりに設定しました。ごみ・資源量推計値（施策の効果あり）を表 3-3、ごみ・資源原単位推計（施策の効果あり）を表 3-4 に示します。なお、排出量（推計値）、原単位については、表示桁数より低い値が含まれるため、各合計が一致しない場合があります。

表 3-2 目標達成に向けて

ごみ・資源の対象		増減量	重点施策
家庭ごみ・資源	可燃ごみ (原単位)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.5%ずつ減量	ごみの分別の徹底、生ごみの資源化、資源の戸別収集
	不燃ごみ (原単位)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.0%ずつ減量	
	不燃ごみ (持込ごみ)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.0%ずつ減量	
	古紙・古布類、硬質プラ、 プラ容器、金属、生ごみ、 せん定枝、小型家電、集 団回収	平成 27 年度の実績値から 毎年度 1.0%ずつ増量	
事業系ごみ	可燃ごみ (持込ごみ)	平成 27 年度の実績値から 毎年度 2.0%ずつ減量	事業系排出マニュアルの作成、分別徹底指導



表 3-3 ごみ・資源量（施策の効果あり）

項目	年度	単位	実績値										推計値												
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
人口		人	197,973	198,081	197,607	198,026	198,869	199,850	200,831	201,812	202,793	203,775	203,754												
ごみ排出量		t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,455	33,067	32,683	32,306	31,935	31,444												
家庭系ごみ		t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,642	26,388	26,138	25,889	25,644	25,277												
可燃ごみ		t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	23,027	22,793	22,561	22,331	22,102	21,708												
不燃ごみ		t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,432	3,414	3,397	3,379	3,361	3,327												
粗大ごみ		t/年	153	153	139	132	132	128	125	124	124	125	126												
有害ごみ		t/年	57	53	55	57	54	55	55	55	56	56	56												
持込ごみ		t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	6,813	6,678	6,546	6,417	6,290	6,166												
可燃ごみ(事業系ごみ)		t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,757	6,622	6,490	6,360	6,233	6,108												
不燃ごみ		t/年	17	17	11	31	28	28	27	27	27	27	26												
粗大ごみ		t/年	19	17	18	25	31	28	29	29	30	31	32												
資源量		t/年	16,731	16,946	17,598	17,393	17,273	17,472	17,726	17,974	18,222	18,475	18,638												
行政資源回収量		t/年	13,162	13,415	14,151	13,998	13,949	14,091	14,277	14,456	14,635	14,816	14,924												
缶		t/年	580	564	555	532	506	516	512	508	506	504	499												
びん		t/年	1,925	1,860	1,874	1,928	1,873	1,893	1,900	1,907	1,914	1,922	1,920												
古紙・古布類		t/年	7,205	6,997	7,421	7,245	7,131	7,218	7,326	7,435	7,546	7,659	7,734												
ペットボトル		t/年	615	613	629	618	625	611	624	631	635	638	638												
硬質プラスチック		t/年	9	52	54	54	54	55	55	56	57	58	59												
プラスチック容器包装類		t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,389	2,425	2,461	2,497	2,535	2,560												
金属類		t/年	216	432	410	384	396	401	407	413	419	425	430												
非鉄類		t/年	41	53	68	78	77	72	77	80	81	83	83												
廃食用油		t/年	49	51	51	50	51	50	51	51	52	52	52												
一次処理物・生ごみ		t/年	-	-	2	8	25	25	26	26	27	27	27												
せん定枝		t/年	176	250	350	350	500	506	514	521	529	537	542												
小型家電		t/年	-	198	341	367	351	355	361	366	371	377	381												
集団回収量		t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,381	3,449	3,518	3,588	3,659	3,714												
ごみ・資源量		t/年	50,926	51,320	52,167	51,940	51,199	50,927	50,792	50,657	50,528	50,409	50,082												
資源化率		%	32.9	33.0	33.7	33.5	33.7	34.3	34.9	35.5	36.1	36.6	37.2												

表 3-4 ごみ・資源原単位（施策の効果あり）

項目	年度	単位	実績値						推計値					
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
家庭系ごみ		g/人・日	385.3	381.6	379.0	375.3	370.6	365.2	360.0	354.8	349.8	344.8	339.9	
可燃ごみ		g/人・日	333.3	330.7	328.5	325.9	320.5	315.7	310.9	306.3	301.7	297.2	292.7	
不燃ごみ		g/人・日	49.1	48.0	47.9	46.9	47.5	47.0	46.6	46.1	45.7	45.2	44.7	
粗大ごみ		g/人・日	2.1	2.1	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
有害ごみ		g/人・日	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	
資源量		g/人・日	230.9	234.4	244.0	240.6	237.3	239.5	241.8	244.0	246.2	248.4	250.6	
行政資源回収量		g/人・日	181.6	185.5	196.2	193.7	191.6	193.2	194.8	196.2	197.7	199.2	200.7	
缶		g/人・日	8.0	7.8	7.7	7.4	7.0	7.1	7.0	6.9	6.8	6.8	6.7	
びん		g/人・日	26.6	25.7	26.0	26.7	25.7	26.0	25.9	25.9	25.9	25.8	25.8	
古紙・古布類		g/人・日	99.4	96.8	102.9	100.2	98.0	99.0	99.9	100.9	102.0	103.0	104.0	
ペットボトル		g/人・日	8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	8.4	8.5	8.6	8.6	8.6	8.6	
硬質プラスチック		g/人・日	0.1	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
プラスチック容器包装類		g/人・日	32.4	32.4	33.2	33.0	32.4	32.7	33.1	33.4	33.7	34.1	34.4	
金属類		g/人・日	3.0	6.0	5.7	5.3	5.4	5.5	5.5	5.6	5.7	5.7	5.8	
非鉄類		g/人・日	0.6	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	
廃食用油		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
一次処理物・生ごみ		g/人・日	-	-	0.0	0.1	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
せん定枝		g/人・日	2.4	3.5	4.9	4.8	6.9	6.9	7.0	7.1	7.1	7.2	7.3	
小型家電		g/人・日	-	2.7	4.7	5.1	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	
集団回収量		g/人・日	49.3	48.8	47.8	47.0	45.7	46.4	47.0	47.8	48.5	49.2	49.9	
家庭系ごみ+行政資源回収量		g/人・日	567.0	567.1	575.2	569.0	562.2	558.4	554.8	551.1	547.5	544.0	540.6	

## 4 ごみ処理基本計画

### (1) 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。

#### 1) 市民における方策

市民は、自らが次に示す行動を実践するとともに、事業者や行政が実施する取り組みに協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

##### ① 資源物の分別収集の活用

市民は、可燃ごみ等に含まれる資源物の混入を無くすため、分別排出の徹底から資源化を推進します。特に可燃ごみに混入している雑紙類の分別と不燃ごみに混入しているプラスチック容器包装類の分別を徹底します。また、新たに雑紙入れ袋を活用し排出しやすい環境を作り、ごみの減量と資源化の促進を図ります。

##### ② 生ごみの減量化・堆肥化

市民は、可燃ごみの減量化を図るため、可燃ごみの約40%を占める生ごみのうちの約80%が水分なので、水きり用具や最初から濡らさない分別バケツ等の活用。また、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等を活用し、ごみの減量と堆肥資源化を拡充します。

##### ③ マイバッグの利用と容器包装類の返却の推進

市民は、買い物時にマイバッグ等を利用するなどの過剰包装を断ることにより、包装材の発生を抑制します。また、スーパーなどが実施しているトレイ、ペットボトル、牛乳パック等の容器包装類の返却を活用します。

##### ④ 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、ごみや食品ロスの発生抑制のために必要以上の買い物をしない。再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。また、リサイクルショップの活用や、フードバンク活動等に協力します。

##### ⑤ 環境美化活動

市民は、環境フェスティバルによるごみ拾い散歩、環境美化キャンペーン、フリーマーケット等のイベントに参加し、楽しみながら、ごみの発生抑制、資源化の意識を高めるとともに、市民活動の輪を広げます。

## 2) 事業者における方策

事業者は、拡大生産者責任に則り、自らが次に示す行動を実践するとともに、市民や行政が実施する取り組みにも協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

### ① 発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、事業者向けのごみ減量・資源化マニュアルを活用し、適正な排出やフードバンク等の社会貢献活動への協力を図ります。

### ② 過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛します。

### ③ 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。なかでも、大規模事業者を中心に講習会を開催し、ごみの減量と資源化の周知を図ります。

### ④ 使い捨て商品の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

### ⑤ 商品の延命化

事業者は、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

### ⑥ 店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。また、空きスペースを市民、行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。

### ⑦ 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。

### 3) 行政における方策

行政は、自らが模範となるように、次に示す行動を実践するとともに、市民、事業者と協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

#### ① 資源物の戸別収集の検討

家庭ごみの分別減量と資源化促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上や、置きカゴによる事故防止等に向けて、資源物の戸別収集を検討します。

#### ② 教育、啓発活動の充実

##### ア 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。また、今後は新たに食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図ります。

○副読本の作成、配布

○環境講座の開催回数の増加

○電子紙芝居の作成、公表（DVDの学校への配布、市ホームページでの公開等）

##### イ 学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。

○ダンボールコンポスト等の相談会、リユースの方法などに関する出前講座の開催

##### ウ 情報の提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報紙、ホームページ、分別アプリ、説明会等を活用して提供します。

○エコ羅針盤による定期的な啓発や市掲示板及びチラシによるポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供

○市報、市ホームページ、スマートフォン用アプリにおける情報の充実

○市民、市民団体等の実践行動の紹介

○不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

○水切りの方法やグッズに関する情報収集、有効な取り組みの紹介を推進します。

#### エ 地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源化や環境問題に取り組んでいる市民、市民団体に対する支援を促進します。

また、地域コミュニティにおける人と人の結びつきを強め、単身者、外国人、転入者も含めた地域活動や排出ルールへの遵守を促進します。

○集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善

○大規模マンション等の集合住宅の建設、宅地開発等が行われる際は、入居者へ排出ルールや集団回収の周知徹底を図ります。

○ボランティアに対するごみ袋の無料配布

#### オ エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

エコプラザ西東京において実施している、家具等の再生、りさいくる市、各種講座等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進します。

市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図ります。

#### カ 事業者向け排出マニュアルの作成

事業系可燃ごみの発生抑制・減量・資源化を推進するために、事業者向けの排出マニュアルの作成をし、ごみの排出方法等の周知を行います。

### ③ 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進します。

○事業者と市が共同で店頭回収をPR

○多摩地区あるいは東京都全域におけるレジ袋無料配布中止の検討

#### ④ リユース食器の利用・普及

マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を推進します。

関連する部署と連携、協力し、イベントなどにおけるリユース食器の利用を普及します。

- スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等との共同キャンペーン
- 環境フェスティバル、市民まつり等におけるリユース食器の利用徹底

#### ⑤ グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境に配慮した物品等の調達を推進するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

- 市役所などにおけるグリーン購入の徹底

#### ⑥ エコ・クッキングの啓発と生ごみ堆肥の有効活用

##### ア エコ・クッキングの励行の啓発

料理の際に発生する残飯などを抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会などを開催し啓発に努めます。

- 生涯学習、出前講座等での紹介
- エコ・クッキングナビゲーターの活用

##### イ 生ごみ堆肥の還元モデルの検討

生ごみ回収をして堆肥化したものを市民や公園管理などに還元し、緑化対策等の検証を行います。

#### ⑦ 集合住宅管理者等への指導

集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。また、管理者による集積所の適正な管理体制を図るために、優良排出管理者認定制度を活用し、管理体制を整えます。

- ルール違反が著しい集合住宅への個別指導
- フック式戸別排出方式の普及・啓発
- 優良排出管理者認定制度

## ⑧ 家庭ごみ処理有料化の分析

ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証し、必要に応じ制度の見直しを行います。

## ⑨ エコショップ認定制度の検討

過剰包装の抑制、資源物の店頭回収等、ごみの発生抑制・資源化に取り組む店舗をエコショップとして認定することで、地域における取り組みの活性化を図るため、エコショップ認定制度の導入を検討します。

## ⑩ インセンティブによる発生抑制・資源化

ごみの発生抑制や資源化の取り組みによる一定の成果に対して表彰するなどインセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。

取り組みのイメージを次に示します。

○店頭回収を推進する事業者の支援（HP で PR 等）

○廃品回収について、基準以上の成果を上げた市民団体については、奨励金を配当する等

## （２）収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が迅速かつ衛生的に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

### 1) 家庭系ごみの収集・運搬計画

#### ① 分別の徹底

市民に対して、「西東京市ごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。排出者の責任を明確にし、分別の徹底を促進するため、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類の戸別収集方式を継続します。また、新たに資源物の戸別収集方式も検討します。

#### ② 適正な収集回数

資源物の戸別収集の検討と併せ、市民に納得を得られる効率的な収集・運搬、適正な経費と収集回数を検討していきます。



### ③ 市民サービスの充実

高齢者や障害者等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集を継続します。

### ④ 収集・運搬車両の見直し

ごみの排出量、運搬車両数の削減を考慮し、電子機器等を使用し、収集ルート等をデータ化することにより、収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用を推進します。

### ⑤ 資源集積所の管理徹底

自治会、廃棄物減量等推進員等と協力し、資源集積所の管理状況を定期的に監視し、資源集積所を利用する市民の自主的な管理を促進します。

## 2) 事業系ごみの収集・運搬計画

### ① 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。

### ② 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

### (3) 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。

#### 1) 適正処理の推進

##### 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理により熱回収（サーマルリカバリー）を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

#### 2) 広域処理の推進

##### ① 広域処理の継続

広域処理とは複数の自治体がお互いに協力してごみを共同処理することで、市単独で処理を行うよりも経済的、効率的な処理が可能となるものです。また、余熱利用なども多様化できるため低炭素社会の形成に寄与します。西東京市は、清瀬市、東久留米市とともに柳泉園組合における共同処理を継続します。

可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん、缶等）を柳泉園組合で処理します。

また、古紙・古布類、金属類、小型家電、廃食用油、せん定枝は直接資源化事業者へ搬出し、プラスチック容器包装類は民間事業者へ中間処理を委託して、いずれも資源化します。

##### ② 熱エネルギーの有効利用

柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用して、ごみ発電を行い、場内での利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。

#### 3) 資源化の拡充

##### ① 民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化していきます。

## ② 資源化の拡充

残渣類（焼却残渣等）の有効活用、資源分別回収量の増加、新たな分別回収品目の設定に備え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性などを検討し、資源化の拡充を図ります。

## （４）最終処分計画

今後とも最終処分ゼロを推進します。

### 1) 最終処分対策

#### ① 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別収集・資源化、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。

#### ② 広域処理の継続

柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残渣は、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。

なお、不燃残渣に関しては、再資源化利用します。

## （５）その他の事項

ごみ処理に関連する事項における取り組みの体系を以下に示します。

### 1) 市民・事業者・行政の連携

#### ① 廃棄物減量等推進審議会の運営、廃棄物減量等推進員の活動

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営します。また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底などを推進するため、西東京市廃棄物減量等推進員の活動を支援します。

#### ② 環境美化の推進

環境美化の推進及び市民の安全を図るために、ポイ捨て・路上喫煙防止キャンペーン、環境美化運動（ごみゼロの日等）の実施、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

## 2) 処理困難物への対応

### ① 適正な処理・処分の指導強化

行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

### ② 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局などによる回収等の促進及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

## 3) 不法投棄対策の強化

### 不法投棄対策の推進

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

## 4) 災害時対策

### ① 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分の対応が困難である。そのため、災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講じます。

### ② ごみ処理

西東京市地域防災計画に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議のうえ、なるべく早く収集・運搬し、処理する。また、柳泉園組合は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとります。

### ③ し尿処理

西東京市地域防災計画に基づき、仮設トイレの設置、管理を行うとともに、処理施設被害状況に応じて、し尿の収集・処理の体制を確保します。

### 第3章 生活排水処理基本計画

#### 1 生活排水処理の体系

平成12年6月「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

本市の生活排水処理の体系を図3-1に示します。

生活雑排水は、公共下水道の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽等から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処理を行っています。

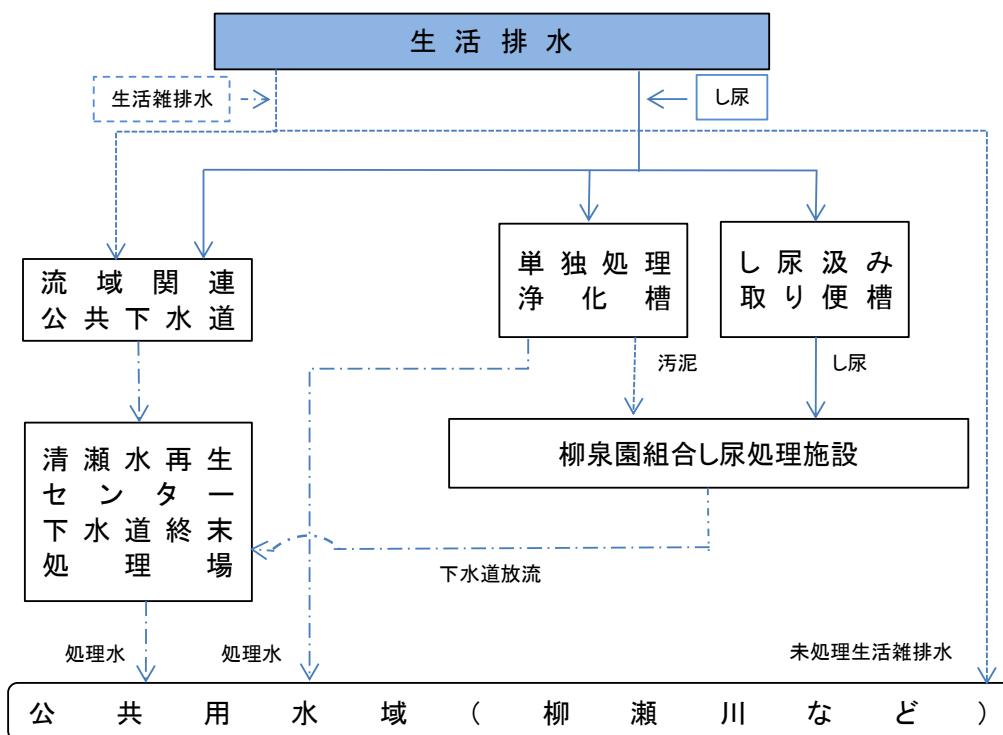


図 3-1 生活排水処理の体系

## 2 生活排水の適正処理計画

### (1) 基本方針

生活排水はできる限り公共下水道で処理します。また、完全水洗化を推進しつつ、残存するくみ取り世帯から発生するし尿については、衛生的なし尿処理事業を維持していきます。

### (2) 計画目標

完全水洗化を推進し、衛生的な処理事業を展開します。

### (3) 生活排水の現状

#### 1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を以下に示します。

公共下水道の普及率は約 100%で推移しており、市域では、ほぼ全域に下水道が普及しています。

表 3-1 下水道普及率

区 分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
行政区域人口 (A)	人	197,729	197,447	197,676	198,357	199,297
処理区域人口 (B)	人	197,723	197,445	197,674	198,357	199,296
水洗便所設置済人口	人	191,106	191,127	191,546	192,406	193,516
普及率 (B/A)	%	100%	100%	100%	100%	100%

注 各年度末現在の人口を示す。

資料 都市整備部下水道課

#### 2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を以下に示します。

表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し尿	230	240	253	259	218
浄化槽汚泥	364	297	297	291	257
合 計	594	537	550	550	475

単位:k0/年

### 3) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に放流しています。前処理工程から発生するし渣及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内のクリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

### 4) 生活排水排出量の予測

し尿搬入量、浄化槽汚泥搬入量は、過去4年間の実績値からトレンド推計により予測しました。推計結果を表3-4に示します。

し尿搬入量は、平成27年度は218kℓ/年ですが、平成33年度は231kℓ/年と推計されました。

浄化槽汚泥搬入量は、平成27年度は257kℓ/年ですが、平成33年度は250kℓ/年と推計されました。

表3-4 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推計値

単位：kℓ/年

区 分	実績値					推計値					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
し 尿	230	240	253	259	218	236	235	233	232	231	231
浄化槽汚泥	364	297	297	291	257	266	262	258	255	253	250
合計	594	537	550	550	475	502	497	491	487	484	481

### (4) 収集・運搬計画

今後も、収集運搬は業者に委託し行います。収集件数は今後も減少すると見込まれるため、可能な限り効率的な収集システムの構築を検討していきます。

### (5) 中間処理計画

汲み取り便槽や合併処理浄化槽利用者が下水道の普及により減少すると予想されるため、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向が見込まれます。

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理を、今後も継続して、清瀬市、東久留米市、柳泉園組合と連携して共同処理を行い、適切な処理を維持していきます。

西東京市一般廃棄物処理基本計画  
概要版

発行年月：平成29年3月

発行：西東京市

企画編集：西東京市 みどり環境部 ごみ減量推進課

東京都西東京市泉町3-12-35

電話：042-438-4043